

他人の営業表示「W D S C」不正使用損害賠償請求控訴事件：知財高裁裁平成  
30(ネ)10014・平成30年6月27日（2部）判決<控訴棄却>

**【キーワード】**

歯科医師の勉強会名称，商品等表示の周知性の時点（法2条1項1号），需要者の範囲，混同の程度

**【事案の概要】**

**1 事案の経緯等**

(1) 本件は，歯科医師らによる自主学習グループであり，「W D S C」の表示を使用して歯科治療技術の勉強会を主催する活動等を行っている法人格なき団体である控訴人（W D S C）が，被控訴人（株式会社シーエム）が企画，編集した本件雑誌中に掲載された本件各記事において「W D S C」の表示を一審被告A（以下，「一審被告A」という。）が自己の宣伝広告に使用したことが不正競争防止法（以下，「不競法」という。）2条1項1号の不正競争に当たると主張して，被控訴人及び一審被告Aに対し，不競法4条に基づき，各自損害賠償金180万円及びこれに対する不法行為の後の日（訴状送達の日翌日）である平成29年5月25日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

(2) 原審は，「W D S C」の表示が，本件各記事の掲載時点において，需要者である歯科治療を受けることを考えている者の間で広く認識されていたとは認められないとして，控訴人の請求をいずれも棄却した。

(3) 控訴人は，原判決のうち被控訴人に関する部分を不服として控訴した。

**2 前提事実**

本件の前提事実（当事者間に争いが無いが，後掲の証拠及び弁論の全趣旨により認められる事実）は，原判決の「事実及び理由」欄の第2の1に記載のとおりである。

**3 争点**

本件の争点は，下記(1)及び(2)のとおり原判決を補正するほかは，原判決の「事実及び理由」欄の第2の2に記載のとおりである。

(1) 原判決4頁3行目を削除する。

(2) 原判決4頁4行目に「(3)」とあるのを「(2)」と改める。

**【高裁の判断】**

当裁判所も，「W D S C」の表示が需要者の間に広く認識されているものとはいえないから，原判決が控訴人の被控訴人に対する請求を棄却したことは正当であり，本件控訴は棄却すべきものと判断する。

その理由は，下記1のとおり原判決を補正し，下記2のとおり当審における控

訴人の補充主張に対する判断を示すほかは、原判決「事実及び理由」欄の第3に記載のとおりである。

#### 1 原判決の補正

(1) 原判決10頁7行目の「したこと(甲1),」の直後に「毎日新聞社が平成25年3月に発行した「毎日ムック 歯科最前線2013」(以下、「平成25年毎日ムック」という。)において、控訴人の会長,副会長,広報の3名による座談会(同誌132頁・133頁),控訴人の研修会(同誌134頁),控訴人の所属歯科医院リスト(同誌135頁)に関する記事が合計4頁にわたり掲載されたこと(甲5),」を加える。

(2) 原判決10頁16行目～23行目を,次のとおり改める。

「控訴人は,日常歯科臨床における実技の習得を目的として定期的に講習会の開催等を行っている,歯科医師らを会員とする法人格なき社団であり,会員の歯科医師は,北は青森県から南は鹿児島県まで全国各地の歯科医院に所属する歯科医師であること(甲1,3),本件雑誌は,「本気で探す 頼りになる いい歯医者さん 2016」という題名の日本全国で販売される雑誌であつて,表紙には「歯科治療の悩み&不安を解消!」という記載があり,全国の歯科医院のリストが掲載されているほか,本件各記事が掲載されていること(甲1,2)からすると,本件における需要者は,日本全国において歯科治療を受けることを考えている者といえる。控訴人は,平成26年雑誌及び本件雑誌を購読した全国の読者が需要者である旨主張するが,上記に照らし採用することができない。」

(3) 原判決10頁24行目の「そこで,」の直後に「全国の」を加える。

(4) 原判決11頁3行目の「表示が」の直後に「全国の歯科治療を受けることを考えている者の間で」を加える。

(5) 原判決11頁4行目～13行目を,次のとおり改める。

「本件雑誌が発行されるまでの間に,控訴人が全国誌に取り上げられるなどして「WDS C」の表示が歯科治療を受けることを考えている者に対して広く使用されたのは,平成25年毎日ムック及び平成26年雑誌において前記のとおりの記事が掲載されたのみであり,平成25年毎日ムックの発行部数は明らかでなく,平成26年雑誌の発行予定部数も10万部に止まる。そうすると,平成25年毎日ムック及び平成26年雑誌によって「WDS C」の表示に接した者は,本件における需要者である全国の歯科治療を受けることを考えている者のうち,一部の限られた者にすぎない。」

(6) 原判決12頁2行目の「本件雑誌」から4行目の「照らせば,」までを,「本件雑誌の発行予定部数が10万部に止まること(甲2)に照らすと,」と改める。

(7) 原判決12頁12行目に「いたいか否か」とあるのを「いたか否か」と改める。

(8) 原判決12頁16行目の「である」の直後に「全国の」を加える。

## 2 当審における控訴人の補充主張に対する判断

(1) 控訴人は、本件は、周知性獲得と混同行為とが同時に完成するものと主張するが、不競法2条1項1号のいわゆる周知性要件は、同号が登録されていない標章などの商品等表示を保護するものであることから、保護に値する一定の事実状態を形成している場合にはじめて保護の対象とすることが適切であるという観点から設けられているものである。したがって、前記1のとおり補正して引用する原判決が説示するとおり、損害賠償請求である本件においては、控訴人が損害賠償請求の対象とされている「W D S C」の表示の使用をした時点である本件各記事を掲載した本件雑誌の発行時において、周知性を備えていることを要すると解すべきである。そうすると、本件雑誌の発行後に、需要者が本件雑誌を閲覧して「W D S C」の表示に接することは、本件における「W D S C」の表示の周知性を基礎付ける事実として考慮することはできない。

仮に本件雑誌を「W D S C」の表示の周知性を基礎付ける事実として考慮したとしても、「W D S C」の表示が全国の歯科治療を受けることを考えている者の間で広く認識されていたとは認められないことは、前記1のとおり補正して引用する原判決が説示するとおりである。

(2) 控訴人は、本件における需要者は、本件雑誌の購入者であると主張するが、前記1のとおり補正して引用する原判決が説示するとおり、本件における需要者は、全国の歯科治療を受けることを考えている者である。控訴人は、ある地域で飲食店を営む者が「〇〇食堂。美味しいのでおいで下さい。」との看板を掲げた場合に不都合な結論となるとも主張するが、前記1のとおり補正して引用する原判決が説示するとおり、本件における周知性は全国の需要者の間に広く認識されているか否かを基準とすべきものであり、控訴人の引用する、特定の地域において周知性を備えたかどうかを判断すべき事案とは異なるものである。

(3) その他、控訴人の主張するところによっても「W D S C」の表示が需要者の間に広く認識されているものとはいえないとの結論を左右するものではないことは、既に判示したところから明らかである。

### 結 論

以上によると、控訴人の被控訴人に対する請求を棄却した原判決は相当であつて、本件控訴は理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。

### 【論 評】

1. 控訴審判決は、基本的には地裁判決の理由と変わらないけれども、事実認定について、かなりの修正が入っている。この中で注目すべきことは、周知性の認定を「全国の需要者間」を基準とすべきであるとしている点であり、控訴人（原告）の主張する「特定地域」の周知性を否定している点である。その裏付けには、控訴人が請求している損害賠償請求の対象とされている「W D S

C」の表示の使用をした時点である本件各記事を掲載した本件雑誌の発行時において周知性を備えていることを要すると解すべきである、と説示しているのである。即ち、雑誌の発行前と発行後では周知性の評価が異なるというのである。

この考え方は妥当というべきであろう。今後の不競法事件の問題でわれわれは考慮しなければならない点である。

[牛木 理一]